婚姻届　記入例

婚姻届を提出する日付を記入
※市役所に提出した日が婚姻日になります。

国勢調査実施年（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）に届出をする場合

午前・午後　　時　　分受領

婚　姻　届

安城市特産「梨」の花
（花言葉：和やかな愛情）

令和　　年　　月　　日届出

愛知県安城市長

受理	発送 令和　年　月　日
第　　号	愛知県安城市長 印
送付．令和　年　月　日 第　　号	

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫になる人	妻になる人
(1) 氏名（フリガナ）（~~よみかた~~）	アンジョウ　タロウ 氏 安城　名 太郎	オカザキ　ハナコ 氏 岡崎　名 花子
生年月日	□昭和 ☑平成　4 年 11 月 2 日	□昭和 ☑平成　7 年 12 月 24 日
(2) 住所（住民登録をしているところ）アパート・マンション名等	安城市桜井町 大役田1 番地 1 番 号 世帯主の氏名	同左 番地 番 号 世帯主の氏名
(3) 本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	愛知県安城市和泉町 大下３８ 番地 番 筆頭者の氏名 安城　榮	愛知県岡崎市十王町 二丁目９ 番地 番 筆頭者の氏名 岡崎　温夫
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄（右記の養父母以外にも養父母がいる場合には下の他の欄に書いてください）	父 安城　達也 母 刈谷　夏江　続き柄 長男	父 岡崎　温夫 母 咲恵　続き柄 二女
	養父 安城　榮 養母 安城　令子　続き柄 養子	養父 養母　続き柄 養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	☑夫の氏 □妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 愛知県安城市和泉町大下３８ 番地 番	
(5) 同居を始めたとき	□平成 ☑令和　4 年 4 月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）　□結婚式も同居もしていない	
(6) 初婚・再婚の別	夫 ☑初婚 再婚（□死別 □離別 昭和 平成 令和　年　月　日）	妻 ☑初婚 再婚（□死別 □離別 昭和 平成 令和　年　月　日）
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1．農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2．自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻☑ 3．企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は５） 夫☑ 妻 4．３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） 夫 妻 5．１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6．仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	（国勢調査の年の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 ０３	妻の職業 ０５
その他		
届出人署名（※押印は任意）	夫 安城　太郎 印	妻 岡崎　花子 印
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	連絡先 夫 電話 0566-XX-XXXX 自宅・携帯・勤務先 妻 電話 090-XXXX-XXXX 自宅・携帯・勤務先 日中連絡がとれる番号を記入してください。

記入の注意

◎鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。

楷書で書いてください。
この届は、土・日曜日や祝日でも届けることができます。（宿直等で取扱うので、事前に市民課で審査をうけてください。）

証人		
署名（※押印は任意）	安城　榮 印	岡崎　温夫 印
生年月日	□昭和 □平成　20 年 4 月 8 日	□昭和 □平成　42 年 8 月 9 日
住所	愛知県安城市和泉町 大下３８ 番地 番 号	安城市桜町 １８ 番地 番 ２３ 号
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	愛知県安城市和泉町 大下３８ 番地 番	愛知県岡崎市十王町 二丁目９ 番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含まれません。
届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

★持参していただくもの★

① 婚姻届
② 届書を持参する方の本人確認書類
　＊運転免許証、マイナンバーカード等
③ 国民健康保険証
　＊安城市在住の加入者のみ
④ 転出証明書及び住民異動届出書
　＊他市区町村から転入する場合のみ

※住所を変更する方は別に住民異動届による手続きが必要です。
※届出人欄に押印された場合は、押印した印鑑を持参してください。

同時に住所変更（転入・転居）するときは新住所を記入
（別に住所異動届による手続きが必要）

婚姻前の本籍を記入

実父母の氏名を記入
※すでに亡くなられていても記入
※父母が離婚されているときは、現在の氏名を記入

養父母がいる方は、養父母の氏名を記入

婚姻後に、名乗る氏をチェック

夫婦の新しい本籍を記入
※すでに戸籍の筆頭者になっている人の氏を名乗る場合は記入しないでください。
※現在ある土地の地番を記入
※婚姻前の本籍地と同じところに置けない場合があります。夜間・休日に提出される方は、事前にご確認ください。

結婚式も同居もしていない場合は、「□　結婚式も同居もしていない」にチェック

番号（又は職業分類名）を記入
（詳しくは下記のＱＲコードを参照）

婚姻する当事者以外で18歳以上の方の署名（2人）

本人による署名

昼間連絡の取れる電話番号